## 合併前に定められた紫雲寺地区、加治川地区の分担金

## □紫雲寺地区の状況算定方式=(総事業費-国県補助金、起債)÷受益者数

負担区·受益者分担金	区 域 名	賦課年度
紫雲寺第1負担区(公共)	人橋、二ツ山、河岸場、真野原外	平成 17 年度
(300,000 円/戸)		~
紫雲寺第2負担区(特環)	下古田、下真中、本真中、上真中、福富、下中沢	平成 18 年度
(300,000 円/戸)	稲荷岡(一)(二)(三)の一部	~

## □加治川地区の状況算定方式=(単独事業費のうち末端管渠事業費×40%)÷受益者

負担区·受益者負担金	区 域 名	賦課年度
加治川第1負担区(特環) (200,000円/戸)	中俵、相馬、上金塚、下金塚、岡島、駅前、戸野港、大野	平成 13 年度 ~
加治川第2負担区(特環) (200,000円/戸)	小島、湖南、光陽、桜ヶ丘、朝日団地	平成 13 年度 ~

## 農業集落排水事業で整備した後、公共下水道へ移行した地区の分担金

- □大島負担区の状況算定方式=(総事業費-国県補助金、起債)÷受益者数
- □その他の負担区の状況算定方式=(毎事業年度に要する工事費×6%)÷受益者数

負担区·受益者分担金	区 域 名	賦課年度
紫雲寺大島負担区(特環)	南成田、住吉、長者館の一部、稲荷岡の一部、中島の一部、	平成 24 年度
(204,900 円/戸)	大中島の一部、高島の一部、片桐の一部、湖南の一部	~
加治川住田負担区(特環)	下山田、住田の一部、箱岩、横岡の一部、平山の一部、西蒲の一部、下	平成 28 年度
(200,000 円/戸)	西山の一部	7月~
豊浦福島負担区(公共)	福島、乗廻、中ノ目新田、三ツ椡、鳥穴の一部、砂山の一部	平成 29 年度
(228,320 円/戸)		7月~
新発田上中山負担区(特環)	上中山の一部	平成 30 年度
(251,400 円/戸)		7月~
新発田米倉負担区(公共)	米倉、大槻	令和元年度
(135,490 円/戸)		8月~
新発田荒川負担区(特環)	荒川	令和3年度
(254,140 円/戸)		8月~
新発田内竹負担区(公共)	下内竹の一部、上内竹の一部、下新保の一部、上新保、古寺の一部、	令和4年度
(339,430 円/戸)	丑首、江口	10 月~
新発田松浦負担区(公共)	松岡、法正橋、浦、浦新田、八幡、八幡新田、小友、大崎、六日町	令和 5 年度
(308,550 円/戸)		8月~